

食品に関するリスクコミュニケーション  
-我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える-

平成19年11月26日(月) 13:20～16:00

新梅田研修センター

主催：食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

## 午後 1 時 20 分 開会

### (1) 開会

○吉川専門官 本日は皆さま、ご多忙の中ご参加をいただき、ありがとうございます。ただ今から、「食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考えるー」を開催いたします。私は、本日司会を務めます厚生労働省食品安全部企画情報課の吉川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

我が国のBSEの国内対策については、食品安全委員会がリスク評価を行い、これを踏まえて厚生労働省、農林水産省が、管理措置を講じてまいりました。最近、管理措置について消費者等の関係者の皆さまの関心が高いことから、リスク評価や管理措置の原状について、改めて認識を共有したいと考え、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の共催により、本日の会を開催することといたしました。

それでは、まず初めに、配布資料の確認をお願いいたします。「議事次第」の後ろに、「配布資料一覧」というものを印刷してございますので、そちらをご参照いただきながらご確認いただければと思います。「議事次第」に続きまして、「座席表」。それから、本日の資料といたしまして、「食品安全委員会プリオン専門調査会からの資料」、「厚生労働省からの資料」、「農林水産省からの資料」。それから、「アンケート」が1枚入っております。その他にパンフレット、リーフレットの関係でございまして、「食品安全委員会2007」。それから、「科学の目で守る食品の安全」、「科学の目で食品の安全で守ろう」。これは小さいリーフレットのようなものでございます。それから「食品安全14号」、それから、「食品安全委員会からのお知らせ『食の安全ダイヤル』『食品安全イーマガジン』」。それから、「わたしたちは、家庭での食育を応援します」というもの。それから、「食品安全エクスプレス」と、以上の資料になってございます。

もし、不足の資料がございましたら、挙手いただきまして、お近くのスタッフまでお知らせください。また、今後の参考のために、アンケート用紙を同封いたしましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。ご記入いただきましたアンケートは、終了後に出口の付近で回収をいたしますので、お帰りの際に、係りの者にお渡しください。

続きまして、本日の議事進行を簡単に説明いたします。議事次第をご覧いただきたいのですが、まず、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策のリスク評価」について、食品安全委員会プリオン専門調査会の吉川座長より30分程度、説明をいたします。続いて、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）に関する管理措置」について、飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係を、農林水産省消費・安全局動物衛生課、沖田課長補佐より、と畜場・食肉処理関係を厚生労働省食品安全部監視安全課、森田専門官より、合わせて40分程度、説明いたします。その後、10分程度休憩を設けて、今のところの予定では2時40分ごろから意見交換を行い、午後4時ごろの終了を予定しております。本日、よろ

しくお願いいたします。なお、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードでのご使用に、ご協力をお願いいたします。

## (2) 講演

○吉川専門官 それでは、食品安全委員会吉川座長より、「我が国における BSE 対策のリスク評価」について、説明いたします。よろしくお願いいたします。

○吉川座長 それでは、実際には、思い出すと 2 年半前に答申を受けて、当時 20 ヶ月齢以下の若齢の牛を検査からはずした時に、そのまま、それを含めて検査をする場合と、どのぐらい人々の健康に及ぼす危害っていうか、リスクに違いがあるのかどうなのかということを含めて、厚労省と農水省から諮問が来て、その評価結果を両省に返して、実際に、その結果を受けて、2005 年の 8 月から法律的には 21 カ月齢以下の若齢の牛は検査をしないということになったわけです。

その時の、このようなリスクミの、あるいはミーティング、パブリックコメントを含めて、まだ消費者の方々の不安が、科学者の評価とずれがあって、まだ不安が強いということで、行政的には 3 年間、各地方自治体が、若齢の牛の検査を続けるならば、補助金を出すという決着になりました。評価した者としては、行政的な対応が分からないではないですけど、実際の科学評価と取られた施策のずれというものが、果たして 3 年間の間に解消できるのかという不安があったわけですが、一応その時期が近づいて、来年の 7 月をいっぱいとして、国からの補助をやめるということになりました。その後、牛の検査を地方自治体が続けるならば、それはそれなりの説明を、それぞれの地方自治体の行政が消費者に対して、説明するという立場になるのかと思います。

そういった中で、われわれが 2 年半前にやった評価についてももう 1 回、説明した方がいいという意見が多くて、今日ここにやってきたわけです。従って我が国の牛海綿状脳症対策のリスク評価ということで、2005 年に実施した内容をもう 1 回おさらいすると。それから、すでに 2 年半が経って、その間の検査データも含めて。あるいは規制の内容についても、随分とデータが増えましたので、その一部を加えた格好で、振り返ってみたいというふうに思います。

(スライド 2)

あの時に問われた日本の BSE 対策に関するリスク評価ですけれども、4 つありました。その中で最大の問題になったのが、20 カ月齢以下の牛。当時で言えば、2003 年 7 月以降に生まれた牛ということになりますけれども、これは若齢の牛、ほとんどがホルスタインのオスになるわけですが、これを調査からはずした場合、検査をしなかった場合。あるいは従前どおり、検査を続けた場合、このリスクにどのぐらいの差があるかを比較をしろというのが、諮問の内容だったわけです。20 ヶ月齢以下の牛の持っている感染の可能性。また、その牛がと畜場に来たとすれば、どのぐらいの感染があるんだろうかと。それが、今もいろんな対策を取っているわけですが、

BSE 検査もその中の一つですけれども、特定危険部位を取り去るとかですね、あるいは脊髄を抜く時に、吸引してから、脊髄を取って、その後で洗浄するとか、いろんなルールを課したわけですが、そういう対策を取った後に、もし肉を食べる時にどのぐらいのリスクが残るかという二つの流れの中で、評価をしたわけです。

それで、基本的な考え方としては、当時 20 カ月齢以下。すなわち 2003 年 7 月以降に生まれた牛。それを対象に、実際にと畜場は、すでに 2005 年 3 月という時点で、規制が動いていたわけですから、2003 年 7 月生まれの若い牛で 2005 年 3 月以降にと畜場で処理された牛。これを、どういうリスクとして考えるかという考え方です。

(スライド 3)

今言ったように、その中に、どのぐらいの感染率で陽性の牛が入っているだろうかと。また、その若い牛に、もし感染牛が入っていたとすれば、どのぐらいのプリオンの蓄積量があるだろうかと。その牛が不幸にして検査で捕まらなくて、と畜解体された場合にプリオンのリスクとしては、どのぐらいの汚染率で、どのぐらいの汚染量が、最終的に残るんだろうかということ、評価していったわけです。できるだけ数値で分かるように評価をしますけれども、なかなか取った対策の有効性が何ポイントとかいう数値に置き換えることは、難しい部分が多くて。そういう部分に関しては、定性的な評価を使うと。最終的な評価は、定性的な評価として、リスクが無視できるレベルのものなのか、いや、そうじゃなくて、とても無視出来ない大きいものなのかといったようなレベルにしようといったようなことを決めて、分析をしたわけです。

(スライド 4)

細かいことになりますけど、今言った内容。牛の持っている背景のリスクとしては、若齢牛を含めて、日本の牛が BSE に汚染されたシナリオとして、どんなものがあるかと。イギリスから買った牛、あるいはイタリアから買った肉骨粉。あるいは、オランダから買った動物性油脂といったようなものが、どのぐらいのリスクを持ったものなのか。それから取った対策としての飼料規制等がどのぐらい有効であったかと。それから、若齢牛で、プリオンが、どんなふうに分布をしているだろうかと。それから、食用だけではなくて、死亡牛の検査は、どのぐらい有効に行われたかという、全部を含めたものが、牛の持っている背景のリスクになります。

それがと畜場に来て肉になるわけですが、と畜場で得られる汚染防止策。SRM の除去、あるいは、脊髄の飛散防止。あるいは、食肉過程での標準衛生作業手順書といったようなものが、どのぐらい整備されているか。あるいは、ピッシングは、どのぐらい停止されているか。スタンニング方法がどうかといったようなことを、評価をします。それから、BSE 検査。それから、月齢を証明するためのトレーサビリティといったような項目。この二つの、最初に牛についての評価をし、続いて、そこから来る食肉に残るリスクの評

価をするという形で、最終的に人に及ぼすリスクを見るわけです。

(スライド5)

その際に、月齢を変更して、すべての牛を調べるということから、21カ月齢以上だけに変わったときに、その差がどのぐらい違ってくるかということ进行分析したわけです。それから2年半経って、これは、今年の11月ですから、今月の一番新しいデータです。段々と日本の汚染状況というものが、明確に時間と共に変わっているわけですが、明らかに分かったのは、95年の暮れから96年の前半にかけて、1回何らかの汚染が日本に飛び込んだ。そのグループが、このグループで、非常に狭い範囲で関東と北海道、合わせて13頭。2001年の検査が始まってから後、捕まえています。

その後2年以上にわたって、新しい汚染が、日本にはなぜか無かった。その次の陽性のグループが出るのは、99年の8月から後に生まれて、ちょうど、2001年の飼料規制を始める、1頭目が見つかって、飼料規制を始める直前まで、今陽性牛が見つかっています。大体ここの生まれのグループが、今7歳くらいで、まだ前の図を見れば分かるように、これからと畜場に、もう半分ぐらいの、2001年より前の生まれの牛が来ますから、これは、汚染されている可能性があるので、まだ今後も陽性牛がと畜場で見つかることは、十分あり得るということです。しかし、それは、今分かっている限りでは、この2001年の規制を始める前に、生まれた牛群であろうというふうに思われます。で、2001年10月の規制の直後に、21、23ヶ月齢と非常に若い牛が2頭生まれてますけど、それから後ずっと生まれた牛を検査しているわけですが、ここからはまだ1頭も陽性牛が出てきていないということです。

ちなみに、来年7月で補助金が終わる時の20カ月齢より若い牛というものが、どういう牛かという、ここですね。2007年1月ですから、今年の1月より後に生まれた牛が、来年検査をやめるかどうかというときに、20ヶ月齢を迎えて、それより後に生まれてくる牛ってというのは、今年の4月から後に生まれた牛群が20ヶ月齢の対象になる牛ということです。

(スライド6, 7)

先ほどの項目に沿って、一つずつ当時累積をしていったわけですが、侵入リスク、日本がBSEに汚染を受けたかもしれない可能性のあるシナリオとしては、イギリス、ドイツから輸入した牛、イタリアあるいはデンマークから輸入した肉骨粉、オランダから輸入した脂、アメリカ、カナダから1頭目が出るまで牛を入れていましたから、アメリカ、カナダからも牛が入ってきていたということが分かります。

(スライド8)

取った政策ですが、BSE発生国からの牛の輸入というものは禁止をしております。

それから、すべての国から肉骨粉の輸入を禁止しておると。それから、飼料用動物性油脂ですね。脂に関しては、ほとんどオーストラリアになりますけども、輸出国の証明書を添付させて、輸入するという。1頭目が出て、後の対応を取ってます。

(スライド9)

これが実際に取られたのが2001年10月ですから、当時20カ月齢以下という格好で評価した2005年3月の時点で20カ月齢以下。すなわち、2003年7月以降に生まれた牛が、今言ったような汚染の影響を受けるということはありませんということ、この若齢牛に関してはBSEの侵入リスクは、無視できるという答えになったわけです。

だから、飼料規制については、今一応説明しましたがけれども、外からを閉じた上で、国内で一番心配された交差汚染という、牛の飼料を作るときに、豚、鶏の飼料に混ざる危険性があるということ、ヨーロッパのグループからの指摘を受けて、交差汚染防止対策という対策を取ったわけですがけれども。先ほど2001年10月の、この規制を取る前の牛については交差汚染があったかもしれない。実際に、今と蓄場で陽性になった一番後の生まれの牛が2001年8月。その前が2001年6月ですから、確かに2001年10月までは止まっていなかったであろうことは、そうだろうと。

しかし、逆に20カ月齢以下と考えられる2003年7月以降という点で考えれば、飼料規制をした上で、飼料工場を分けるという操作をしてきました。これは完全に行われたのは、2005年3月ですがけれども、実際には2001年10月以降、飼料工場、あるいはラインを分離するというのを、指導してきて。それは有効に働いたであろうというふうに考えています。従って、国内産の肉骨粉、牛の肉骨粉が、飼料に混入するリスクというのは、無視できるだろうと。実際にはプリオンのたまるSRMは、検査陽性、陰性にかかわらず、すべてと畜場から焼却場に持って行って、焼却されると。また、人が食べない部分の牛のものについては、肉骨粉にして、これをまた焼却をするというルールで2001年から行っているわけで。そういう点を考えれば、若齢牛のリスクとしては、無視できる。

(スライド10)

実際にこれは、当時のECの検査場が行った検査のデータですがけれども、顕微鏡で見る方法、ELISAという生化学的なかなり感度のいい方法で見る方法。あるいは、動物由来のDNAが入っているかどうかという、DNAをコピーしてみる方法。いろいろな方法があります。そういった方法を使って、当時出てきたデータですがけれども、2001年2月から、あるいは、2001年6月から、ガイドラインを出す前、出した後というものについて、検査、読み取り検査をした結果では、いずれも陰性であったということになっております。それから、若齢牛のプリオンが体内にどういうふうに分布しているかということですがけれども、生体牛に関しては、成牛ですね、かなり末期な牛に関して99.4%。ほとんどすべてのBSEプリオンがSRMにあるということですがけれども。

(スライド 11)

若齢牛に関しては、イギリス、今はドイツも入っていますけれども、それぞれに研究所が若い牛に、汚染した BSE の脳を食べさせてですね、体内にどういうふうに分布するかということを、時間を追って、殺して調べていったわけですが、投与後から 18 カ月の牛では、吸収して、回腸遠位部ですね、特定危険部位と言われる回腸よりのパイエル板のところに、陽性になると。そこから、今では、パイエル版から交感神経と副交感神経を上がって、脊髄と脳幹部のかんぬき部に来るということも、段々分かってきました。こういう格好で上昇してみて、いったん脳に達して増え始めて、32 カ月。これはかなり 10 グラムから 100 グラムという大量の感染脳を食べさせたケースですが、脳にたまった後抹消にも出ますけど、上がってくる経過では、回腸遠位部から脳、脊髄、背根神経節、三叉神経節。こういった部位にたまるというので、これを全部、特定危険部位として、食料に使わないで、すべて焼却処分にするという対応になったわけです。

(スライド 12)

これ、日本発のデータでしたけれども、今言ったように、高齢の牛になりますと、脳の中でたまって、それから末梢神経に下りていくということが、その後分かってきました。しかし、その蓄積量というのは、これまで SRM として除去している、例えば三叉神経節よりも非常に少ない。それから実験的に食べさせた例では、接種後 32 カ月。要するに末梢から上がって行って、脳でたまって、その後下りてくるという状況になって、科学的には出るけれどもバイオアッセイ、そのものではまだ感染性が出るというレベルまでに達していないという格好になります。SRM には若齢牛で初期にたまる回腸遠位部から、三叉神経節、背根神経節、脳脊髄を含めて全て入っています。そういう点では SRM に関しては若齢牛も含めて全頭から除去されるということで、食用への BSE プリオンの汚染だというのは、非常に低いと。若齢牛についても、そういう結論になりました。

(スライド 13)

飼料規制ですけれども、先ほどのデータが、当時はまだあそこまではっきりしていませんでした。だから、最大のリスクを見て、この何も規制しなかった最大の汚染の時期には、40 頭前後の牛が、毎年汚染したかもしれないというデータで作ったわけです。その後、アメリカ、ヨーロッパと同じように、飼料規制を始めて、不十分ではあっても交差汚染を完全にとめる方法ではなかったけれども。ヨーロッパも最初はその方法を取ったわけで。その感染カーブを、3 年で半分に汚染が下がるというルールで作ったカーブが、こういうカーブで。実際に今検証したデータでは、今捕まっているのはこれくらいですけど、先ほど言ったように、もう少し、この分はと畜場に来る生き残りがありますから。もう少し上乗せになっても、このぐらいまでは来るかもしれませんが、いずれにせよ最初に予想した量



よりは少ない。

(スライド 14)

2001 年からは完全規制で、かなり汚染は急激に下がっているだろうというふうに思われます。その時の定量評価では 20 ヶ月齢以下にもしあったとしても、と畜場に感染牛が来るか来ないか、わからないレベルですけれども、来たとしてもその時の蓄積量では、検査で陽性として引っ掛かることが、非常に低いだろうというような、定量分析をしました。

また若齢牛について、背景のリスクというものをまとめてみると、侵入リスクは、若齢牛について無視できると。飼料規制については有効で、交差汚染は、もうすでに 2003 年 7 月の時点では、ほとんど起きていないだろうと。プリオンの体内分布に関しては、SRM を除去することによって、汚染するリスクというのは、ほとんどないと。食肉に入るリスクとしては、非常に低いということで。若齢牛の BSE プリオンの蓄積度、背景のリスクとしては、非常に低い～低いレベルであるというふうに考えたわけです。

(スライド 15)

それが、元々それほどの若齢牛の持つるリスクは大きくないわけですが、それがと畜場に来て、その後の食肉加工を受けた結果として、人の危害にどの程度の影響を及ぼすかという広範囲の分析です。

(スライド 16)

最初にスタンニング。牛を殺す時に、最初に気絶をさせる時に使うスタンニングという方法があります。文献によっては、血液中に中枢神経組織が流入するというものもありますけれども、ピッシングと違って脊髄まで針金を入れて動きを止めるのに比べれば、リスクは少ないと考えられております。スタンニングが影響するというものについての定量的なデータがないけれども、食肉への影響という点では、非常に低い～低いというふうに考えました。

(スライド 17)

だから、ピッシングについては、それなりのリスクは無視できないと。低いあるいは、無視できないという部分がありますけれども、当時で、頭数ベースで 80%のピッシング実施というレベルでしたけれども、現在は 160 のと畜場の 8 割以上がピッシングをやめているという格好で、現在進行形という格好になります。それで、2003 年 7 月以降生まれの若齢牛に関しては、脳内の蓄積は、元々検出できるかできないかという非常に低いレベルですから、これをピッシングをしたとしても、食肉の汚染リスクというものは、非常に低いし低いという評価になると。

(スライド 18)

それから、SRMの除去については、何度も言いましたように、2001年10月から徹底的に義務付けていますから、SRM除去後の食肉に関して、汚染リスクというのは非常に低い。

(スライド19)

一番のリスクプロセスで考えられるのは、脊髓の飛散したものがくっつくということになるわけですが、陽性牛は、当然全部焼却処分をされるわけですから、それが入ってくるというのはあり得ないわけで、検出限界以下の陰性の牛ということになるわけです。と畜解体に使用する器具類は1頭ごとに洗浄消毒すると。脊髓については、最初にサクリングというか、吸引して除いた後、背割りという格好で脊柱を真っ二つに切るといふ。その後、洗浄をするという格好で、肉への汚染を防止しています。従って当時の評価として、すでに脊髓による食肉の汚染リスクというのは、非常に低い。

(スライド20)

それからと畜場でのすべての手順を決めた、標準的な作業手順書というのがありますけれども、これについて155施設、93.4%。現在ではすべての施設に手順書が備えられていますけれども。当時の分析で手順書がないことによる食肉への汚染リスクというものは低いという判定になっています。

(スライド21)

検査とプリオンの状態について、簡単に説明しておきたいと思います。感染して潜伏期が平均5年という非常に長い感染症です。従って、先ほど言ったように2001年に汚染しているかもしれない牛が、今やっとと畜場に来て捕まるといふくらい、時間の経過の掛かる病気です。従って、初期の潜伏期の時には、ほとんど検査をしても検出できないという時期があります。徐々に中枢神経に上がってきて、かんぬき部でたまり始めると、検査の限界を超えて、最後に大体、最後のは半年間ぐらいで発症するというのが、この感染症の特徴になります。

(スライド22)

従って、若齢の時ですね、子牛の時、感染、大体生後1年以内に感染すると言われていきますけれども。20カ月齢前後では確率的にほとんど感染していたとしても、検出することはできないと。従って陰性であってもSRMを全部、若齢の時からとるといふ対策になっています。それから、徐々に中枢神経でたまり始めて、検査で陽性になって、最後に、最後の半年ぐらいでフルブラウンと呼びますが、末期の状態になって、臨床症状を出して、症状が出れば、3カ月から、長くて6カ月以内に死亡するという状況です。検出できるのは、恐らくここから後ぐらいで、ここからは、感染していても、検出できないということです。

(スライド 23)

それから、BSE の検査、当時 424 万頭調べたわけですが、21、23 カ月齢という若齢牛が 2 頭陽性になりましたけれども、それ以外は、すべて 4 歳以上の生体牛という格好で。20 カ月齢以下の若齢牛に関しては、その後の検査を含めて 1 頭も、今をもって出ていないということです。また、この 2 頭の若齢牛のプリオンの蓄積量というのは、かんぬき部で見ると、4 歳以上で見つかった普通の生体の牛に比べて 500 分の 1 から 1,000 分の 1 という、非常に少ない量であったと。見直し後、月齢検査を、検査月齢 20 カ月齢以下の牛をはずした場合、蓄積量というものを、全部で評価してみるなら、検査陽性率は非常に低い。汚染量は無視できる、ないし非常に少ないという結論になるということです。

(スライド 24)

トレーサビリティに関しては、ヨーロッパを含めて、政府のシステム上、生産レベルから最後の消費レベルまですべて一貫管理してるのは、日本だけですけれども、若齢牛をこの時の評価から考えれば、2003 年 7 月以前に生まれた牛が、間違えて若齢牛のほうに分類されるということは、トレーサビリティが確立されているので、ないということで、無視できるという結論です。

(スライド 25)

すべてをまとめてみますと、若齢牛の食肉汚染度については、汚染防止措置。いずれも、非常に低い、あるいは、低いと。BSE 検査。陽性率は、もしあったとしても、検出できる感度は限界に近いということで、非常に少ない。汚染量は、無視できるから非常に少ないということで。食肉も最後のところまで来たリスクについても無視できるから非常に低いというのが結論でした。

(スライド 26)

答申。

(スライド 27)

これが一番の議論の対象になったものですが、BSE 検査を当時、2 年半前全月齢であるか、21 カ月齢以上に変えるかというものを比較してみると、そこにありますように、牛のプリオン蓄積度と食肉の汚染度という二つの項目で全頭検査をした場合と 21 カ月以上に変えた場合、いずれも、無視できるから非常に低い。両者には差がないということで、最終的な答申としては、若齢牛を検査対象からはずした場合の人に対する食品健康影響のリスクは非常に低いレベルの増加にとどまるという答えを返しました。

(スライド 28)

同時にですね、そういう格好で規制をカバーするのと同時にリスク回避措置のほうについていくつか答申をしました。一つはピッシング、特に検査陰性の牛については検査をするよりも、もし検出限界以下の牛がいたとしたら、その神経組織を血液に回せないようにピッシングを止めるべきであるということで、ピッシングの中止を答申しました。それで、具体的な目標を設定して、できるだけ速やかにピッシングをやめるべきであるという答申。それから、すでに行われていましたけれども、脊髓組織の飛散防止。安全な屠畜解体法のための操作手順書というものを徹底すると。各と場で実施するということが重要だと。

(スライド 29)

それから、外からのものについても、飼料規制について特に輸入飼料に対する原料届出制という形で。当時問題になったのは、全輸入の 0.5%以下でしたけれども、輸入配合飼料に入ってくるたんぱくについての検査を徹底すると同時に、小売農家まで届出制を徹底しなさいと。それから、BSE に関する調査研究の一層の推進が必要だというような 4 つの答申を返しましたけれども、一番白熱した議論は、今日話した 20 カ月齢以下の若齢牛を検査することの科学的意義と、それはずした時の、人の健康危害に対する影響がどのくらいのものかということ进行分析したわけです。

(スライド 30)

ちょうど時間です。ご清聴どうもありがとうございました。

○ 吉川専門官 ありがとうございます。続きまして、農林水産省沖田課長補佐より「我が国における BSE に関する管理措置」飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係について説明いたします。

○ 沖田課長補佐 皆さん、こんにちは。わたしは農林水産省の消費・安全局動物衛生課の沖田と申します、よろしく願いいたします。

わたしのほうからは、BSE の国内でのリスク管理措置の中で、飼料規制の部分、それから、死亡牛の検査、農場で死亡した牛の検査。それから、牛トレーサビリティということ、農林水産省がリスク管理を担当していますものについてご説明をさせていただきます。

(スライド 1)

まず簡単にですね、食品安全行政の方を図にしたものをお示ししております。リスクの管理措置というのは、あくまでやっぱり科学的な評価に基づいて管理を行うということの基本にしております。ですから、食品安全委員会において、リスク評価を行っていただき、その評価に基づいて、科学に基づいて、管理を行うというのを、農林水産省と厚生労働省とで担当しています。管理措置を実施するに当たっては、広く国民の関係者の皆さま、消費者の方、食品事業者、生産者、そういった方々とその内容。それから考え方、いろいろなことについて、しっかりと情報意見交換をしながら情報提供、意見交換をしながら進めていくということで、リスクコミュニケーションを行いながら実施をしているというのが、今の食品安全行政の体制になっています。

(スライド 2)

世界的に、BSE がどれぐらい発生しているのかというのを、グラフにしてみました。一番激しかったころ。これはイギリスにおいて本当に大量に発生していたのが、1990 年代。86 年ぐらいから始まって 90 年代なんです。一番ピークだった 92 年。この時には 3 万 7 千頭。そのスケールから頭も全部飛び出てしまっていますけども、3 万 7 千頭がイギリス一国内だけで発生していたというのが状況です。その後、EU においても、もう飼料規制、そういった管理措置をしっかりとっていった結果、この BSE が顕著に減ってきたという状況になっています。見ていただくと分かりますように、もう本当に何百分の 1、何千分の 1 というレベルになっています。それは、イギリスだけではなく EU でもそうです。

(スライド 3)

ちょっと数字で見えます。数字で見ますと、一番多かったころは 3 万 7 千頭ですね。そのころから比べますと、現在、これは 11 月現在なんですけども、11 月現在に OIE という国際的な獣医の、家畜ですね。家畜の伝染病の国際的な組織があるんですが、そこに報

告があった実績なんですね。11月に報告があった実績で言いますと、2007年には世界全体で80頭。イギリスでも49頭というところまで下がってきてると。ですから、激減してる。十分にこのリスク管理措置が効果を発揮して、発生が激減しているというふうに言っていると思います。

(スライド4)

日本においては、こういった管理措置を行っているかですけど、これは、法律に基づいた管理をしています。その元となる法律が「牛海綿状脳症対策特別措置法」。これは、平成14年。先ほどの吉川先生のスライド、すべて西暦になっていましたので、ちょっと分かりにくいと思います。直してご説明します。2002年ですね。2002年の6月14日に制定された法律ですけども、BSEの発生予防・まん延防止。これを目的として、こうすることによって、安全な牛肉を安定的に供給すること。それから国民消費者の方。消費者だけじゃないですけど、国民の皆さんの健康の保護。それから、産業ですね。生産者、それから加工流通業者の方。こういった産業の健全な発展というものを目的として牛海綿状脳症対策特別措置法というのを制定して、これに基づいてリスク管理を行っています。

(スライド5)

その中身ですけども、いろいろあるんですけども、柱はこの4本になります。まずは、飼料ですね。肉骨粉等の飼料をしっかり規制すること。これがBSEをコントロールしていく上で家畜に対する領域としてコントロールしていく上でキーになると思いますけども、その給与規制を行うこと、第5条。それから死亡牛を届出して、BSE検査を行う。死亡牛というのは、農場で死んだりする牛ですけども、そういった牛の中で一般的にBSEのリスクが高いというふうに考えられていますので、そういう牛については届出をし、それから、検査をするということで、これを法律に位置付けています。それからと畜場での検査。これは現在は、20カ月齢を超えるものについては全頭検査。20カ月以下については、都道府県の判断に任せるということで、今現在では、その都道府県が実施する場合には、それを補助するというシステムでやっています。それから、牛に関する情報の記録。牛がどこに行ったか。いつ生まれてどこに行って、どういうふうにしたか。こういったことを記録する。こういうような四つの柱をもって対策特別措置法。これに基づいて管理を行います。

(スライド6)

それでは、飼料規制について簡単に経緯を振り返ります。まずは、1996年の4月。これは、通知という、法律ではなくて、通知。行政指導という形で、まず反すう動物由来の肉骨粉等の反すう動物に飼料給与することを禁止するというので、始めていますが。これで、この後、2001年の9月に国内での第一例のBSE牛の発生を受け、変わりまして、飼

料規制で行政指導だけでは不十分だということで、これをしっかりと、法律に位置付けて、まずは、輸入を禁止する。すべての国から肉骨粉等動物性のたんぱくとか、そういったものについて輸入を禁止する。それから、国内においては、製造とか出荷こういったもの。とにかく肉骨粉すべてやめましょうということで、飼料安全法に基づいて措置をしています。

そして、その後一部ですね、例えばチキンミールであるとか、魚粉であるとか、そういったものについては、これは、食品安全委員会にもご相談しながら、利用を再開をしています。しっかり体制を取った上で再開ですけども、この再開のための体制というのは、そこにあります、2005年。17年の4月から配合飼料工場においては反すう動物以外の動物用飼料、そういったものを完全に分離するというで。製造工程を分離して、反すう動物用の飼料。それから、反すう動物以外の飼料ということで完全に分離して飼料製造を行うという形でしっかりと分離をして、やると。それから、もう一つ2005年8月には、先ほど吉川先生の説明の中にもありましたけども、輸入の原材料について、飼料の原材料について、しっかり届出をする。あるいは、小売業者を届け出るといった形で、餌が牛にBSEの原因となるというものが、牛の口に入らないように、しっかりと規制を行うということを行っています。

(スライド7)

家畜用飼料工場の専用化の状況ですが、先ほど言いましたように、完全に分離してしまっていて、分離されていないところはありませんが、分離の仕方については三つほどタイプがあります。完全に反すう動物しか作らない。反すう動物用しか作らない工場。反すう動物の餌は一切作らない工場。両方とも作っているけども、その二つのラインを完全に分離する。こういった形で、完全に専用化、あるいは分離をしているという状況です。

(スライド8)

分離というのがどういうことになっているかというと、大豆とかトウモロコシ。こういった植物性、BSEの原因にならないようなものについては、これは共用していますけども、豚とか鶏には、こういう豚肉骨粉等が、原料として使われているものですから、ここが混ざっていかないように、この最初のタンクの段階から、もう完全に分離をしてしまう。ここ、行き来がないようにするという形で、この体制を取りまして、もし一緒に作る場所はですね、完全に分離をするという形でやっています。

(スライド9)

飼料規制をまとめますと、この図はどこかでご覧になったかもしれませんが、牛に対して肉骨粉をやることはすべて禁止。豚と鶏については今言ったようきちっとした体制が取られた上で利用を可能としているというのが現状です。

(スライド 10)

飼料規制の実効性を確保するために、どういうふうなことを行っているかというところですが、輸入の飼料、原材料を届出る。そういったことで規制を徹底する。そして販売業者、これも徹底。農家においては、都道府県であるとか国の農政局とか独立検査法人とかそういったところが、立ち入り検査を行う。あるいはサンプルを採取して分析を行う。こういったことを行いながら、しっかりと農家においても規制が守られている。飼料工場ももちろん守られているという形で、すべての飼料にまつわるすべての段階において、しっかりと検査あるいは指導・監視を行っていくということで、飼料規制の実効性を確保しているところです。

(スライド 11)

サーベイランスについてなんですけども、サーベイランスっていうのは死亡牛の検査ですが、これはまず 96 年には、BSE が発生したら報告を義務化する。あるいは、病気で家畜保健所に運び込まれた家畜。こういったものについて BSE 検査をするということで、まず始めまして、その後 2001 年 9 月の第一例目の BSE 発生を受けて、サーベイランスを拡大。あるいは、と畜牛の全頭検査を始めるという形になって。

(スライド 12)

現在はですね。24 カ月齢以上の死亡牛について、義務的に届出て検査を行うという体制を 16 年 4 月から。15 年 4 月にこれを決めたんですけども、15 年 4 月では一部間に合わなかったところがあって、その後 1 年掛けて準備をして、16 年からは完全に実施をしているということです。対象は 24 カ月齢以上の死亡牛等ということになってます。

(スライド 13)

死亡牛検査の実績です。実績は体制が整って以降は、大体 95,000 頭か、こういった実績でやっています。そこでですね、今見つかっているのは、全体で 33 頭、日本では BSE が発生していますが、そのうちの 12 頭は、この死亡牛の検査で見つかっている状況になっています。

(スライド 14)

それから、トレーサビリティについてです。トレーサビリティにつきましては、まず、これは BSE のまん延防止のために、BSE が感染患畜があったと、見つかったという場合に、所在を把握する。関連牛ですね。一緒に餌を食べた牛であるとか、一緒に同居してた牛であるとか、そういったものをすぐに把握。迅速に把握するために、それを目的として作った制度です。合わせてですね、牛肉、店頭にも並ぶお肉まで生産の由来を把握することで、



消費者の信頼確保につなげるということで、この 2 段階でもってこのトレーサビリティ制度を確立しています。

(スライド 15)

まず生産段階。これ、2003 年の 12 月からですけど、と殺されるまでの段階。生まれてからと殺されるまで、牛の耳に耳標を付けまして、耳標には、個体固有の番号を付けて、これですべて、どこで飼われたか、いつ生まれたか、どこで死んだか、あるいは、どこでと殺されたか。こういった情報を的確に把握して。これはコンピューターでデータベース化して、そのデータベースを福島にあります家畜改良センターというところに、これは、独立法人なんですけど、ここにデータを集めまして、ここで一括管理。個体番号を打てば、番号を入力すれば、この牛はいつ生まれて、どこでと殺されたかという履歴が分かるという状況になっています。

(スライド 16)

その 1 年後経ちまして、流通段階。これは、店頭に並ぶ段階ですね。この並ぶ段階でも、お肉についているラベルからですね、個体。どの牛、由来であったのか。その牛はいつ生まれて、いつと殺されたのか。こういったことが分かるように、体制を整えたという 2 段階でトレーサビリティシステムを確立しています。

(スライド 17)

個体識別に入っている情報ですけども、これは、今言いましたように、個体の情報。出生の年月日であるとか、種別であるとか、そういったものが入っています。それから、管理者。管理者というのは、牛は生まれてからどんどん移動していくわけですけども、例えば子牛の時は子牛の農家に、肥育の時には肥育の農家に。あるいは中で家畜市場に入ったりのこともありますね。そういった管理者がどんどん変わっていきますけども、その都度その都度きちっとどこに。いつからいつまでどこにいたかということをきちっと入力をして、これはすべての管理者が報告することになっているわけですが、報告をして、どこにいるのかということ、きちっと把握をするということ。

(スライド 18)

それから、と殺の情報。どこのと場で、いつと殺されたかということ、しっかりと把握をする。このことによって、例えばと場でもってですね、あるいは農場で死亡した段階で、この牛、それが BSE に感染しているということが分かったときに、その牛はどこから来たか。あるいは、同居の牛はどんなのがいたのかとか。そういったことがすべて把握できるようになっています。これは、一部スーパーマーケットなんかでもですね、こういう取り組みをされているのを、皆さん目にしたことがあるかと思いますが。

(スライド 19)

インターネット、あるいは、携帯電話からでもですね。アクセスをすることは可能です。  
個体番号を入力いたしますと、これちょっと字が小さいので、お手元の資料を見ていただくといいと思いますけども、個体識別番号。これはお肉のパックについています。後で写真をお見せしますが、お肉のパックについている個体番号を入力すると、いつ生まれた、どこで生まれた、そこに転出していったか。それから、どこでと殺されたか。どういう牛由来の肉であるかということが、把握できるようになっています。

(スライド 20)

このことによって、消費者、今日おられる消費者の皆さんの、信頼確保につながるものというふうに思っています。どこに書いてあるかという、ラベルにですね、個体識別番号というふうに番号をちゃんと表示するようになってまして、この個体識別番号でもって、管理ができる。個体識別の番号の書き方はですね、そのお店によって、多少違いがあります。例えば、規模のちっちゃなお肉屋さんですと、パックにいちいちシールをするわけにいかなくて、量り売りして包むとかそういうこともありますね。そういうときにはですね、例えば店頭で、今日のお肉は何番の牛の由来ですっていう感じで、店頭に表示する場合もありますけども、それは、場所場所によっていろいろ違いますけども、いずれにしても、こういった個体識別番号でもって、しかり履歴が把握できるという状況になっています。

(スライド 20)

例えば外食店。焼肉屋さんとか、すき焼きのお店とか、そういうところにおいても、店頭でですね、今日使っているお肉は何番の牛からとったものですかということを、しっかりと表示をしています。

私の方からは、以上で、農林水産省にかかる管理措置ということで、ご説明をさせていただきました。どうも、ありがとうございました。

○吉川専門官 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省森田専門官より「我が国における BSE に関する管理措置」と畜場・食肉処理関係について、説明いたします。

○森田専門官 ただ今ご紹介に預かりました、厚生労働省食品安全部監視安全課森田と申します。わたしからは、厚生労働省のリスク管理といたしまして、と畜場、それから食肉処理施設でのリスク管理、具体的に言えば SRM 除去やと畜場での BSE 検査ということですが、そうした対策についての経緯や現状についてご説明をさせていただきたいと思っております。

(スライド 2)

まず最初に、表題に書いてありますけれども、8月31日付通知「平成20年度における BSE 検査に係る国庫補助について」の趣旨ということです。自治体に対して、要するに BSE 検査の中止を強制するといったような感じで受け止められるというようなことであっては、われわれの本意ではございませんので、その趣旨について、誤解のないようにご説明をいたしたいということです。

この通知の趣旨ですが、一番上にありますように、そもそもの目的は「関係者の理解を深めていただく」ということです、自治体に対して3年間の経過措置について、周知の協力依頼、要するにリスクコミュニケーションを自治体でも行ってくださいというような趣旨ということです。

それから、BSE の検査、先ほどから申し上げていますように、今現在法令上義務付けられているのは、21カ月齢以上の牛についての、と畜場での検査でございます。20カ月齢以下の牛の検査というのは、後で経緯でご説明いたしますけれども、平成17年8月の時点で、すでに見直して、自治体の自主的な検査に移行しております。ただ、この見直しを行う際に、消費者の不安の払拭とか、生産流通現場の混乱の回避といった観点で、最長3年間でありますが、経過措置ということで、自主的な検査の部分についても補助を続けましょうということで行っているということです。平成20年7月をもって3年間が経過いたしますので、それをもって終了いたしますということです。

この通知の中でも、そのことを申し上げさせていただきました。その中では自治体が自主的に行っている検査の部分について、中止する、しないとかいうことで対応にばらつきが出ますと、かえって混乱するのではないかとというような懸念を表明させていただきました。ただ、いずれにしても、真ん中にありますように、20カ月以下の検査自体は自治体の自主検査ということですので、その実施自体は、自治体の判断に委ねられていくと。それを前提にした通知になっているということです。そのところをご理解いただきたいと思います。

それから厚生労働省として、ではどうするのかということですが、今後、今回もそうですけれども、食品安全委員会による科学的知見に基づくリスク評価結果というものが国民に十分理解されるようにリスクコミュニケーションを進めていきたいというふうに考えているということです。

(スライド 3)

これから、ざっとおさらいのような形になるのですが、経緯をご説明いたします。平成 13 年 10 月から、と畜場でと畜される牛の全頭について、この時は、0 か月齢以上、すべての牛ですが、検査を開始した。その時の理由といたしましては、牛の月齢をその時点で正確に確認することができなかったということ、それから、国内での最初の感染牛が発見された直後で消費者の強い不安があったというようなことであります。

(スライド 4)

それと合わせて、BSE 対策というのは、検査だけではございません。と畜場での、頭部、せき髄、回腸遠位部の除去・焼却、および SRM の除去・焼却というものを義務付けたということということです。その後になって、脊柱もその中に加わったということになっております。

(スライド 5)

その後、若干経緯ははしょられておりますけれども、平成 16 年 9 月 9 日に、食品安全委員会で、「日本における牛海綿状脳症対策について－中間取りまとめ－」がまとめられました。それを受けまして、厚生労働省としては、0 か月齢以上の BSE 検査を 21 か月齢以上とすることについて、諮問をいたしました。その諮問の結果が、平成 17 年 5 月、2005 年 5 月に出まして、それを受けまして法令の改正をしたということにして、平成 17 年 8 月 1 日から 21 か月齢以上の牛について検査対象とする見直しが施行されたということです。

ただ、当時の状況としまして、消費者の不安を払拭する、あるいは、生産・流通における現場の混乱を回避するというような、先ほど申しましたことを踏まえまして、経過措置ですが、3 年間ということで、引き続き自主的な部分についての国庫補助を行うということとしたということです。

(スライド 6)

BSE の対策について、SRM の除去と焼却ということが義務付けられております。これはすべての牛、全月齢から SRM を除去します。SRM は、頭部、それからせき髄、回腸遠位部、せき柱とあります。頭部と言いますのは、舌と頬肉は除くということになります。それから、回腸遠位部は、安全率を見込んで盲腸から 2m の部分を除去することになっております。そして、SRM の除去・焼却につきましては、専用の容器に保管をし、それか

ら使った機械器具は洗浄・消毒し、それから、と畜検査員が確認し、完全に焼却をするということです。

(スライド 7)

一方、BSE の対策のもう一つ、検査のほうですけれども、これは 21 か月以上については義務的に検査を実施しているわけです。具体的な検査方法については、この部分です。一次検査、ELISA 法というもので陽性となった場合には、確認検査のほうに進みまして、それでウェスタンブロット法、それから免疫組織化学検査といった検査を行って、いずれも陰性であれば、食肉として流通は可能ですけれども、どちらかが陽性になり、BSE ですと診断されたら、それは、肉を含めて焼却処分ということになります。こういった形で行われております。

(スライド 8)

今のと畜場での検査体制です。若干古いデータも含まれますけれども、平成 19 年 3 月時点で施設数は 156 で、76 自治体が関係しております。それからと畜検査員、これは平成 17 年の数字ですけれども、2,566 名となっております、こういった多くの方々に検査体制が取られているということです。

(スライド 9)

これは、と畜場での BSE の検査の頭数を左に入れております。これは、年度ごとになっておりまして、平成 13 年 10 月からということで、若干 13 年の数値は少なくなっております。ずっと見ていただきますと、本年 10 月末までの時点ですけれども、744 万頭という数字になっております。これだけの検査をしているということです。

それから、右側のほうですけれども、この確認頭数のほう、33 頭という数字は死亡牛のも含めて、それから最初の千葉で確認された 1 例目も含めて、今まで 33 頭と。それからと畜場の検査で見つかったものは、( ) 内の 20 頭ということになっております。これを月齢の範囲で区切ってみたのが、この右側になります。21-40 というところにあります、この 2 頭ですけど、これが 21、23 カ月齢の部分でございまして、平成 19 年度で言いますと、80 カ月齢を超えるもので 1 頭、こういうような感じになっているということです。

(スライド 10)

今の BSE の確認例、陽性牛ですけど、これを出生年で分けるとどうなるのかというのをここに示しました。これは見たことがある図だと思いますけれども。大きく二つのブロックがあるというようなことが分かるかと思えます。

(スライド 11)

それを先ほど食品安全委員会の図とベースを同じにして作っているものですが、これは確認された年月で、その時の月齢をプロットしたものです。それを、ずっと生まれ年のところから引いているということです。で、この赤のところのラインですけれども、月齢が確認された年月日がここにプロットされております。それ見ますと、95年（平成7年）12月から96年8月までの非常に短い期間のグループということが一つ。それからもう一つ、この99年（平成11年）7月から2002年（平成14年）1月の範囲で見つかっているというものが、もう一つ大きくグループとして見られるということです。

それで、ここで、BSEの対策ですけれども、平成13年10月で、BSEの検査とかSRMの除去・焼却、それから飼料規制の強化といったようなことが行われたのですが、実際にその発生という状況を見ますと、この大きな対策が取られた直後のものは、確かにありますけれども、そこから先、2002年（平成14年）1月後の状況というのは、実は発生が見られていないというようなことです。食品安全委員会の評価と言いますのは、先ほどもご説明ありましたが、この03年7月生まれの子牛で評価をし、そして、05年5月に答申が出され、それを受けて基準の見直しをしたということです。そこから3年間、経過措置という形になっております。

実際、2008年（平成20年）7月31日の時点での20カ月齢というのと、06年11月生まれということになるかと思えますけれども、この時対策が取られて非常に時間が経過しているというような、時系列にですね、見ていくということ、この表からご理解いただければというふうに思っております。

（スライド12）

それから、食品安全委員会の評価結果の中ではと畜場における実態調査を定期的を実施することはリスク回避に有効であると、こういったようなご指摘がありました。

（スライド13）

それを踏まえまして、われわれとしては、年2回ですけれども、SRM管理の実態調査を行うということとしております。

（スライド14）

具体的にはどういうことを実施しているのかということですが、スタンニングの方法ですとか、背割りによる脊髄片の飛散防止、SSOP、標準作業手順書というものですが、その作成や、それに基づく点検・記録、それからピッシングの有無ということを確認しております。

（スライド15）

一つ目、牛の背割りによる脊髄の飛散防止ということです。これは、平成19年3月時点

の報告です。それで、先ほど 156 施設あると言ったのですけれども、背割りを行ってない 6 施設を除いて、すべての施設で鋸の歯を洗浄しながら切断とか、背割り鋸を、1 頭ごとに洗浄消毒、あるいは、除去後、高圧水による洗浄といったような、こういった対策がすべてで行われているということです。

(スライド 16)

それから、背割り前の脊髄除去ということです。これは、背割りをした後に脊髄を除去することと、背割り前に脊髄を除去することと、これを評価する研究があったのですけれども、その中では、背割り後に脊髄を除去して、その後高圧洗浄をするということで、背割り前に除去するものと、有意な差はなかったのですけれども、先生方のご指摘もあり、念には念を入れて、背割り前の脊髄除去をしたほうが良いというようなことで指導したというような経緯がございます。

そうした状況はどうなっているのかということですが、背割りを行っている 150 施設のうち、133 施設が、脊髄除去を背割り前に行っています。と畜頭数ベースでは、大きなところが入りますので、97%の牛で背割り前の脊髄除去が行われていると、そういう状況でございます。この数値は推定値ですが、そういうことになります。

(スライド 17)

それから SSOP、衛生標準作業手順書の関係ですが、これはめん羊・山羊も含めて入っており、数字が増えておりますけれども、すべてのと畜場で、標準作業手順書というのは作られていると。それからこの標準作業手順書に基づいて適正に点検・記録がされているかどうかということも確認したところ、2 施設は実績がないということで、それを除けば、すべての施設で適正に行われているというような結果でした。

(スライド 18)

それから、ピッシングに関しての状況ということです。食品安全委員会からは、食肉の BSE リスクをさらに低減させるためピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要があるというようなご指摘がありました。

(スライド 19)

厚生労働省では、このピッシングに関しては、従来から、食肉の安全というものと、作業員、従事者の安全確保との両立を配慮しながら、中止に向けて取り組んでいる状況です。自治体の方にご協力いただいて、対応方針というのを公表し、計画を定めて順次中止への取り組みを進めていただいているというところです。その取り組みの状況につきましては、これも年 2 回ですけれども、フォローアップさせていただいているというような状

況です。

(スライド 20)

ピッシングの中止状況ということで、表にさせていただいております。平成 19 年 3 月末時点では、7 割のところまで中止され、残り 3 割ということです。最初の平成 16 年 10 月では、3 割が中止ということでしたので、大分取り組みは進んでいると。それから、これはまだ正式に数値として確定してませんが、この（平成 19 年 3 月末時点で実施していた）47 施設について、電話で聞き取りを行いましたところ、今の状況ですと、約 8 割が中止をされているというようなことになっています。

(スライド 21)

それから、今後のピッシングの中止の予定でございますけれども、19 年 3 月末の時点ですけれども 19 年度末にはこれぐらい。それから 20 年度末には 0 ということで、20 年度末には、すべての施設で中止が完了すると。もうゴールが見えているというような状況になっているということです。

私の方からは、以上です。

○吉川専門官 ありがとうございます。それでは、ここで 10 分程度、休憩を設けたいと思います。意見交換は 2 時 50 分から開始したいと思いますので、それまでにお席のほうにお戻りいただけますよう、よろしく願いいたします。



## (2) 会員参加者との意見交換

○吉川専門官 それでは、これから意見交換を行います。先ほどの説明者 3 人に登壇をしてもらっています。まず始めに、参加者の皆さまから、参加申し込みの際に、事前にご質問を頂戴しておりますので、それにつきまして、コメントをお願いしたいと思います。

本日、大阪の会場ではご質問ということで、厚生労働省の関係で頂戴しているものがございまして、それについて厚生労働省から質問の内容とコメントをお願いいたします。

○森田専門官 それでは、BSE の検査に関しまして、各自治体で差が出た場合に、どのようにリスクコミュニケーションを考えられるかということでございます。差が出た場合といえども、これ、私どもとしては、先ほども申し上げましたとおり、食品安全委員会における科学的な知見が皆さんに理解されることが一番重要だというふうに考えております。自治体には、食品安全委員会の科学的な評価を受け、不要とされた部分の検査について、それを続けるのかについての（対応に関する）説明責任はあるというふうに思います。

最初に申し上げましたけれども、科学的な評価のご理解をいただくということが大事だと、われわれ思っていますので、その理解をいただければというふうに思っております。

○吉川専門官 ほかに、20 カ月以下の検査の廃止について反対するという意見。それから、逆に、検査の廃止というのは適切だというようなご意見も頂戴しております。あとは、リスクコミュニケーションの今後の継続の必要性といったようなご意見も頂戴しております。

それからあとは、米国産牛肉に関して、ご意見を頂戴しておりますけれども、本日のこの会のテーマ、国内対策について考えようということで開催をしておりますので、米国産牛肉に関しましては、別の機会にということでお願いをしたいと思います。本日は、国内対策について、皆さんと意見交換をしたいというふうに考えております。

それでは、会場から、我が国の BSE の国内対策に関してご意見等があれば、お伺いしたいと思います。ご発言されるに当たりましては、挙手をお願いいたします。私が指名をいたしましたら、係りの者がマイクをお持ちいたしますので、ご発言に先立ち、お名前と、差し支えなければご所属をお願いいたします。差し支えある場合はどのような立場でのご発言かということが分かれば、参考になるかと思えます。

出来るだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、大変恐縮でございますけれども、1 回のご発言を 2 分以内にまとめていただければと思います。1 分 40 秒を経過をいたしましたら、ベルを 1 回鳴らします。そうしましたら、質問をまとめてください。2 分経ちましたら、2 回鳴らしますので、マイクをお戻しいただければと思います。で

は、ご発言をされる方は、挙手をお願いいたします。

それでは、こちらの列の真ん中の方。

〇〇〇 ありがとうございます。〇〇、〇〇、それから、食の安全についての学習担当をしております〇〇と申します。

厚労省の説明されましたレジュメの中の 5 ページのところ、13 年度から 19 年度まで合計 744 万頭強ですか。検査した中で、私知りたいのは、20 カ月齢以下の牛が、この中で、何頭ほどいるのでしょうか。そのわけは、米国産牛肉については、またの機会ということですが、わたしたちは、この 20 カ月齢に、これだけこだわるといのは、アメリカ産牛肉の 20 ヶ月齢の輸入のものを、スライドされるんじゃないかと。非常に気にしております。そのことについて、ちょっとご質問させていただきます。

〇吉川専門官 では、厚生労働省のほうから、頭数について。

〇森田専門官 はい。744 万頭のうちの 20 カ月齢以下の牛がどれぐらいということですが、正確に数値としてとらえているわけではございません。あくまで推定ということですが、大体 20 カ月齢以下のというのは、14%ぐらいですので、単純に掛け合まして 100 万頭くらい検査は行われているというふうに理解をしております。

それから米国産牛肉の話と、今回の 20 カ月齢以下の国庫補助の話と少し関連されているようなんですけども、今のアメリカの基準というのは、20 カ月齢以下と証明される牛で、SRM を除去しているものです。我が国ではもう 20 カ月以下は、検査不要としています。自主的な検査もやられてますけれども。アメリカはアメリカで 20 カ月齢以下と証明される牛等ということになっていきますので、今回の話とはリンクはしないと思いますけれども。

〇吉川専門官 ほかにございますでしょうか。

〇〇〇 〇〇の〇〇と申します。先ほど、厚労省の森田さんのお話を聞きまして、テキストの 7 ページ。その 13 の囲み枠にある分です。BSE 対策に関する調査について 2 のところです。ここに、と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する中、と畜場と、と畜業者等により、SRM の除去・廃棄及び焼却が行われてると書かれておりますけど、今年の 8 月に三重県の四日市市で頭全部っていう、大体舌・頬肉なんかは、危険部位以外で、食肉として使用してもいいということになっておりますけど、頭部全部を、三重県の四日市市の市議が、持ち帰って、自分の焼肉店で使用したっていうふうなことがあります。

その中で、特に気になりますのは、ここの食肉センターですね。ここには監視する公社職員がいないということ。自由に持ち出すことができたっていう、そういうふうな杜撰な管理体制。こういうふうなことが、日常茶飯事で行われていたということに、大変疑問を

持っております。こういったことは、ここだけのことなんですか。こういうふういきちっとマニュアルは挙げられておりますけど、これの徹底をどのようにされるのか。その問題が浮上してきました、どのように指導されたのか。よろしくお願いいたします。

○吉川専門官 では、厚生労働省から。

○森田専門官 三重県の事例ということでございます。四日市の事例は、いわゆる SRM であるという部分が持ち出しをされていたということの事実認定はされていないと、こういうような状況です。これは、通報者がそういう指摘をしていて、その事実として、過去の話ですので、あったのかなかったのかというのが分からないというようなことです。自治体として、三重県が行っていることですが、三重県におきまして、今年 8 月に立ち入り調査をしており、その中ではそうした持ち出しをされたという事実は確認できなかったということ、

それから、それ以降、と畜検査員も含めて、そこに監視をし、そうした疑惑が出てこないような対応を取られ、また、体制として、施設側のマニュアルを改正して、ちゃんと見るようにするというようなことも行われているというふうには、わたしども、三重県からそのような話を聞いております。

それで、今の状況としては、過去、それが行われていたか、いなかったかということについては、グレーというような、そういう状況です。

○吉川専門官 三重の事例は、こういったような状況だったんですけども、全国的に、その辺の管理・監督というのが適切に行われているかどうかというのは。

○森田専門官 これは、と畜場の運営なり、作業の管理なりというのは業者さんが行うのですけれども、それに対して、行政が検証している。それは、その地方自治体の方々が、そうした監督をする立場にあるということですが、そして、各自治体からは、同様の事例があるということは、われわれ、聞いておりません。

その後、そういった三重県の事例があった以降、そういった焼却も含めて、適切に監督されているかどうかということについて、定期的に、SRM の除去とかピッシングの除去とか確認するというふうにはスライドの中で申し上げましたが、その中の一つの項目として、次回の調査でも自治体に聞いているところで、まとめれば、またそのことも含めてご報告できると思います。

○吉川専門官 と畜場の実際の検査、監督。こういったようなことは、各自治体で現状行われているわけなんですけれども、もし会場の中の自治体の関係の方で、この件に関して、コメント等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〇〇〇 〇〇です。わたし、自治体じゃなく、臓器の関連業者ですが、他府県は、わたし知りませんが、大阪市内では、そういうことは絶対あり得ない。また、ここにもその検査所の係りの方もおられるから、そういう人の意見も、ちょっと聞いていただきたいと思います。われわれ業者を、どうしても、そういう、こういう会場へ来ると、いつもそういう悪い業者扱いにされるのが、非常に心外なんです。絶対あり得ませんから、そういうの、安心してください。

〇吉川専門官 これに関連のコメントということで。

〇〇〇 わたし、△△の□□の〇〇といいます。と畜場管理、立ち入り検査をして、管理しています。毎日必ず1回現場へ行って、実際に特定部位が、実際に適切に処理されているのかというのは、もちろん監視員が、と畜検査員が確認すると共に、また通常には、衛生管理者とか作業衛生責任者がいまして、そういうのが点検といいますかね。点検して書類と残しておりますので、特定部位が市場に出ることは、絶対にありません。以上です。

〇吉川専門官 と畜場の管理状況、この大阪近辺の自治体、事業者の方から、コメントを頂戴いたしました。そのほか、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

〇〇〇 □□の〇〇と申します。先ほどもちょっと触れておられたのですが、厚生労働省の1枚目の資料に、全頭検査全国一斉中止通知、事実上の撤回へ、という情報を、わたしは持っていたんですが、先ほどの説明もちょっとはつきり分からなかったんですが、自治体の判断で20カ月齢以下について、自治体の費用でやってもいいということですか。

そのことに関して、先ほど森田さんが言われたのは、20カ月齢は14%ぐらいだと言われましたね。で、兵庫県のほうに聞いてみましたら、6%ぐらいだそうです。それで、費用は100万円ぐらいということなんで、そんなに高い費用でない。ほかを節約すれば、出てくる費用だと思います。ところが、インターネットで、有機農法ニュースクリップっていうので読みましたら、毎日新聞によれば、全国で20カ月齢以下は、約15万頭。その検査費用が、年間3億から4億円であると書いてあるんですけどね、全然数値が違う。もし、全国自治体は60ぐらい…いくつあるんですけどね。その掛け算しても、そんなに、何億ってならないんと違うんですか？ そういうことを教えてください。

〇吉川専門官 では、厚生労働省お願いします。

〇森田専門官 BSE検査の自主的な部分についてということですか。先ほども、最初に、少し申しあげましたけれども、我々が20カ月以下のものに対しての補助をしなくなって以

降、自治体が自主的にされるんだというふうなご判断を最終的にされるということであれば、それはわれわれから、駄目だとかいうようなことを言うつもりはございません。それは自治体のご判断だということです。

それから、14%、6%という話ありました。20カ月齢以下の牛というのは、飼育形態によって、20カ月以下、多くなるか少なくなるかというのは、あるんですが、いわゆるホルスタインのオスのようなものについては、比較的、早い月齢で出荷されますので、20カ月以下のものが多くなります。従って、酪農が盛んな地域というのは、比較的多くなるのではないかと思います。そういったこともあって、実は14%、平均すれば、それぐらいなんですけれども、北海道が実は、非常に多くなっております。

平成18年度の、これは確定しているわけではありませんけれども、全体のBSEの検査にかかっている費用というのは、約16億円です。そのうちの14%、単純に掛け合わせて、大体2億円ぐらいになります。そのうちの大体半分ぐらい、ざっくり言えば1億円ぐらいが北海道というような状況でして、そういった県によって20カ月以下にかかる費用負担の差というのは、あるということで、ご理解をいただければと思います。

○吉川専門官 ほかにいらっしゃいますか。

○□□ 素直にね、この年齢になったら、素直さがなくなってくるんですけど、今日のお話、講義を聞くとね、「何にもいうことなし」っていう感じなんですけど、でも、テレビなんかだと、しょっちゅう厚生省なんかの事故とかね、農政とか、いろいろ食、一番大事なところで、マスコミでしょっちゅう取り上げられてるんですよ。それで、専門家の意見も、厳しい意見と優しい意見があって、今日の話を聞くと、もう全くいうことなしと。

こういう感じに取れますけど、今日は国内だけのことというから、何にも言えないんですけど、その圧力とか利益とか、企業のね。いろんな政治が絡んで、それで、いろいろ質問したかったんですけど、国内だけということで、それはやめておきたいんですけど。その、事故。事故は必ず起きるんだと思うんです。交通事故とか文化の違いでね、そういう民族もいますけど。やはり日本でしたら、そうはいかないと思うんです。それで、事故が起きたときの責任。それで美しい国っておっしゃってるっていうことは、責任を持って国作りを作るといことと、わたしは理解しているんですけど、それに対して、行政はどうお考えかなとちょっと、お願いします。

○吉川専門官 事故というか、非常にリスクがあって、将来何か起こるのではないかという観点でのご意見・ご質問だということですか。

○□□ 以前にね、事故ってどんどん上がってくるという専門家の意見を聞いたことがあるんです。

○吉川専門官 今後、起こるかもしれないということですね。

○□□ そうです。

○吉川専門官 それでは、リスク評価の観点で、今後の危害というか、そういう点を踏まえて、どういうふうにリスク評価がなされたのかということで、吉川先生から、コメントをいただければと思います。

○吉川座長 確かに、プリオンっていうのは、普通の感染症の病原体である細菌とかウイルスとか、そういうものに比べて、かなり違う部分を持っていて、初めて牛に出た時、誰も、それがどうなっていくのかっていうのが、分からなかったということは、事実だと思うんですね。ちょうど、今から 20 年ぐらい前になるわけですけども。イギリスも、最初、牛でない、羊のケースは、ずっと経験をしていましたから。それに基づいて、一応こういうものになるだろうということは、一応考えていましたけれども。その 10 年後に、牛から人に来るという可能性が高いことになって、そういう意味では、少しずつデータを集めて、軌道修正しながら、その世界的にやってきたと思うんですね。

先ほど、農水省の方が、出しましたけれども、大体平均潜伏期間 5 年から 6 年っていうんで、今実際に見ているのは、5 年から 6 年前に、例えば今年の検査で捕まったものというのは、あそこで言ったように、2000 年から 2001 年に、日本はどのような状況だったかということが、今読めているという、時間のずれになるんですけども。それでも、20 年間の BSE の広がり方というものを見ていくと、最初言われたように、恐らくイギリスの全く初めてで対策が取れなかったときの一番の汚染のピークというのは、87 年から 88 年生まれの牛で。

それが実際と畜場で見つかったのが、あそこで言われたように 92 年から 3 年。年間 3 万頭を超える牛だったわけですけども。その後、イギリスは、88 年に最初の対策を取ったのが 93 年、5 年後に、有効だという格好で、徐々に発生が減ってきて。バリエーション CJD という人のケースが出た時に、徹底的な対策を取って、30 カ月齢以上の牛を、全部焼いてしまうという。450 万頭という数を焼き続けて、2001 年まで焼き続けてきたわけです。

その結果として、今の時点では、もう 100 頭を切るという状況まで下がってきた。ヨーロッパ自身も、大体 95 年から 96 年生まれがピークで、と畜場で最大に見つかったのは 2002 年ですけど。そこから急激に、イギリスのを見ていましたから、対策も早かったし、徹底して取った。日本はご存知のように 2001 年に徹底した対策を取り始めて、多分その効果が、今少しずつ出始めていて。で、そういう意味では、分からないながらも、やっぱりカーブというものを実験を積み足したり、各国が BSE の検査をしている情報を把握していく中で、ヨーロッパではすでに、BSE を封じ込めるという対策が有効であるということ、自己評価をするようになってきて、少しずつ、その消費者の安全性を確保した格好で規制を緩和

できるというステージに入ってきて。ロードマップと言いますが、何年後に、どこまでいったら、どうしようっていうプログラムを作っているんだと思うんですね。

日本でも、そういう意味では、ちょうど 6 年。と畜場に来る牛についても、大体半分を過ぎるくらいの調査のところまで来て。もう 1,2 年は確定するまで掛かるかもしれませんけれども、少なくとも今までの状況から読めば、2001 年後に取った対策っていうのは、やはり、有効に働いていると考えていいのではないかなと思うんですね。だから最初は、本当に分からなかったことが多かったんですけども、今の時点では、前よりは科学者ももう少し、強い口調で、こうであろうということが言えるようになってきたというふうに思います。

2 年前に 20 カ月の評価をした時も、僕自身は、恐らく、このまま 20 カ月齢を検査し続けても、陽性牛はもう出ないだろうと思ったほうのグループで。絶対出ないとは言えないけれども、恐らく確率的には、もう日本では、出ないだろうと思って、ここ 2 年半見てきて。やはり出ないという印象を強くしているんで。むしろ、僕自身としては、若齢牛で検査して、陽性になる確率っていうのは、ほとんどない。しかし、感染牛が来る確率も低いとは言え、ゼロではないんだから、SRM を取ることと、ピッシングで広げてしまうということを守る措置がベストであって。ほとんど捕まらないものに税金を使うのは、科学的ではないだろうというふうに思っていますし、恐らく、このまま運よく、2002 年から後の対策が有効であれば、国際的には 11 年間という執行猶予で、無視できるリスク国に戻るわけで。

そうすると、対策をどうするっていうのは、それまでに少々含めてそれまでに、やはりみんなで議論していかなきゃなんないと思いますね。永遠に全頭検査をやり続けるという消費者はいないと思いますし、SRM を焼き続けるという消費者もいないと思うんです。だから、どういう時点で、どういうふうにしていくのか。もし、BSE の危険性というものが上がってくるならば、管理措置は増強させて強めなきゃなんないだろうし。実際にそれは、有効で、危機が少しずつ去っていくならば、ほかの感染症もそうです。あれだけ、例えば鳥のインフルエンザが出た時に、あれだけの措置を取りましたけれども、実際流行が終われば、その措置は全部解除していくわけですから。

BSE についても、非常に潜伏期間が長いために昨日取った効果が今日分かるというわけにはいかないですけども。5 年から 6 年のタイムラグを、時間差を考えながら評価していったら、やはり有効で、危機が少しずつ下がっているとすれば、それに応じた対策を取るのが、最も論理的というか。正当で。やっぱり、いろいろな危害というのは、BSE 以外にもいろいろあるわけですから、必要なものに対策費をあてるというのが、やはり一番、行政としては、正しい考え方ではないかなというふうに思っております。

○吉川専門官 ありがとうございます。リスクのコントロールについて、今現状我が国のリスク管理が、ある程度機能していて、低減をしてきているだろうと。それから、低

減に合わせて、そのリスク管理の措置というのは、やはり見直していく必要があるだろうという吉川先生からのコメントでした。

ほかにいらっしゃいますか。

○ □□ □□から来ました○○といいます。今日の報告を聞いていると、リスクは低いとか、非常に低いとかということ。今の吉川先生のお話でも、何々であろうとか、そういう発言であってリスクはないと言い切れるところまで、科学的に到達していないというのが、今の現状だということを思いました。99.4%はっていうことは、あと 0.6%っていうのが、リスクが不明なんです。100万頭に対して6,000頭が0.6%に当たるわけです。そういうのを、やっぱりわたしたちは、当たることもあり得る。

アメリカの消費者権利章典というのに、四つの権利があるんですよね。安全である権利、知らされる権利、選べる権利、意見を反映される権利というのがあります。やっぱり一つは、今、きちっとしたことを知り尽くしていないし、まだ、科学的には解明されていないということ。それから、ここに自治体の判断に委ねられるのだと、厚生労働省の意思表示に書いてありますけれど、困乱が生じることの懸念があると書いてありますが、わたしたちは、選ぶ権利があるのですから、国が仮に予算を付けていただきたいですけど、付けなくても、やっぱりその権利、選択できる権利、意見を反映される権利っていうのは、きちっと保障する立場でいただきたいと思います。

厚労省は、エイズの問題でも薬害、いろんな問題でも、たくさん以前からあって、その元に基づいて、より厳しい、よりきちっとした対策をお願いしたいと思います。

○吉川専門官 では、最初のほうのリスクの低いとか、あろうとか、いわゆる、きちんとリスクについて、「ない」というふうに言い切れないのかどうかという点については、リスク評価の関係から、吉川先生のほうに。

それからあと、消費者が選ぶような権利というのは、意見ということによろしいですか。では、吉川先生のほうからコメントいただきます。

○吉川座長 はい。最初の、なぜ科学者は、100%大丈夫だと言わないのだと。100%大丈夫だと言えれば、非常に簡単なんですけれども、実際に、恐らくいろんなリスクというか、クリゲーションを持ってきても、100%科学で、数学の答えのように割り切れて出てくるというものは、現実的にはほとんどないと、わたしは思うんですね。恐らく、そういうふうに言うなら、0と100の間の中で、われわれが暮らしているわけで。科学者にとっても、全く未知のものというものもないわけではないとは思いますが、多くのものは、7割から8割分かれば、かなり分かったほうで。

恐らく、そういう中で、その時点時点で、与えられた条件の中で、何が分かっている、何が分かっているかということ、整理しながら、その情報を、あるいは評価を求めら



れたときには、答えを返していくという方法しかないんですね。だから、恐らく消費者の期待を最初に裏切ったのは、科学が確実でない。科学と言えども不確実な要素が非常に多くてですね。科学が万能であって、科学にすぎれば、すべてが解決して、すべての答えが分かるというふうに、思っていたきたくないということを、食品安全委員会の最初の時に言って、最初は何を言っているんだという印象をメディアの方にも消費者の方にも受けられたと思うんですけれども。

しかし、先ほど言ったように科学は積み重ねですから、分かったデータに関しては、新しいデータを取り入れて、自分たちの評価なり、考え方というものを、先に進めていきますけれども。それでも、恐らく 100%分かってですね、こうすればリスクはゼロです、というような現象というのは、恐らく出てこないだろうと。従って、評価するものとしては、あるゼロでないこういうレベルのリスクはあるかもしれない。しかし、それは消費者にとって、全く受け入れられないレベルの高いものなのか。それとも、ほかの問題と比べて、それほど大差のないものなのか。あるいは、無視できるレベルの小さいものなのか。という、幅を持ったような格好で表現するしかないんですね。

それで、どちらかと言うと、最終的な表現の仕方が 10 のマイナス何乗で、そんなことが起こるのが 100 万年に 1.何回ですという評価ではなくてですね、どちらかと言うと、定性的な、無視できるとか、あるいは、非常に小さいというような、やや自然科学から離れた文学的な表現になってしまうんですけれども。多分、それが、今のリスク評価の限界というか。科学というものは、やっぱり正直言えば、そういうものであって、政治家のように、絶対大丈夫ですとはですね、100%危険ですとかいうほど、単純には答えが、われわれに与えられている問題が、そんなに簡単ではないというふうに思います。

〇〇〇 でもイギリスのブラウン博士は、BSEの権威だと思うんですけれど、全頭検査が一番合理的であると、いまだに発言しておられるんですけれども。

〇吉川座長 はい、そういう科学者もいると思います。しかし、わたしは、そうは思いません。BSEの検査というのは、自分なりに考えれば、やっぱりほかの感染症もそうですけれども、感染初期。この病気は、非常に潜伏期が長いものですから、普通の病気であっても、例えば急性で感染して発病する。例えばエイズであって、インフルエンザもそうですけれども。その発病する前のある期間というのは、どうしても検査に引っ掛からないという期間があります。それはBSEについてもそうであって、現在の検出感度っていう方法でかんぬき部をとってきて調べてきて、感染している牛が、すべて検出できるかという、そうではないんですね、実際。

〇〇〇 それは、今の技術の中でそうであるという？

○吉川座長 はい。

○□□ それ以上、技術は進まないという？

○吉川座長 そういうことではないです。

○吉川専門官 ほかにいらっしゃいますか。

○□□ □□の〇〇と申します。今日、日本国内の BSE の対策ということのご説明あったわけですが、いわゆる地理的な BSE リスクのステイタス評価ということで見た場合にですね、日本のポジションというのが、国際的に見て、どのレベルにあるかというふう考えた場合、OIE のほうが、今年の 5 月に 10 カ国あまりのリスクステイタスの評価を定めました。それで、来年 5 月には EU の各地域も何らかの評価が出るというふう聞いております。そういう意味で、日本のステイタスについては、何かご検討といたしますかですね、OIE のほうに評価を求めるといふか、そういうご予定はあるのでしょうか。

○吉川専門官 OIE の関係ということで農林水産省さんから、よろしいですか。

○沖田課長補佐 わたしのほうから、では、今の OIE におけるリスクステイタスですね。BSE のリスクステイタス、どうなるんだってという話で。ちょっと背景についていふか、簡単にですね、ご説明させてもらってよろしいでしょうか。

OIE のステイタスというのはですね、BSE のリスクを三段階に分けて、無視できる、全く BSE のリスクはほぼ無視できるだろうという国。それから、コントロールされた、管理されたリスクの国。それから、リスクがよく分からない国。三段階に分けて、それを認定をする。各申請国からですね、いろいろな情報、例えば BSE に関する規制の状況だとか、それから、サーベイランスによる検査結果とかですね、そういったものでもって分析して。それを OIE にいる BSE の専門家といわれる、いわゆる科学者の方たちが委員会を作って、そこで検討して、どのリスクに入るんだろうかというのをやるんですけども。これが、この中でですね、先ほど言われたように、アメリカとかカナダとかそういった国が、今年の 5 月に管理されたリスクの国というふうに入ったと。

あるいは、オーストラリアとかニュージーランド。こういった国は無視できるリスクの国というふうに分類をされたというのが現状です。これは、ただ分類だけしてですね、それだけが、意味があることではなくて、その分類をして、そのリスクに応じて取引できる牛肉の製品ですね。こういう状況を守れば、牛肉を取引できますよ、と。国際的な取引ができますよ、という、取引の条件を決めるために、その元になるんですね。ですから、コントロールされたリスクの国ですと、例えば適切にピッシングを行っていないとか。そ

れから、SRM を除去するとか、そういった決まりがあれば、国際的に流通させてもいいですよ。無視できるリスクの国ですと、ピッシングとか関係なく、もっとゆるい基準でもってやってもいいですよとかですね。そういうことになってるわけなんですね。

ですから、基本的にですね、日本をどうするのかという話なんですけども、わたしが考えるところ、やっぱり、まず日本の国内の管理体制、しっかりですね、まず確立はさせることは、非常に重要なんだろうと思います。その上でですね、そのステイタスについては、考えていくんじゃないかなというふうに思います。というのは、今言ったように、あくまで、それを牛肉流通させる時に、どういう条件にしましょうというもの元になるというふうに考えますと、日本から牛肉輸出しているわけですけどね。多少、輸出はしてるんですけども、じゃあそれについて、どういうふうな条件を課せるかということが、国際的に判断をされる場合のよりどころになるんですね。

そういった面からいうと、まずは例えばピッシング現在 8 割まで来ましたが、これを、できるだけ地元の方と、しっかりと計画に沿って進めていただいて。例えばピッシングをなくすとかですね、そういったことをまずしっかり進めていくということが、重要なんじゃないかなということで。われわれとしては、一定の段階で全然しないということではないですけども、今の段階では対策をしっかりやっていくほうが先かなというふうに思ってます。

○吉川専門官 ほかにございますでしょうか。

○□□ あんまりわたし、何て言うんですか。科学的な意見とか、そういうのを言えないんですけど、吉川先生のお話は、よく分かりました。ピッシングとか、そういうのが、基本になるということも、よく分かるんです。ただ、今、あまりにも食品の問題がテレビとかでやっていて、本当にこれ一体、農林水産省は何してんねんやろうとかね、食品の検査とか、どこの由来のものとかね、そういうのは一体野放しなんかなあって、みんな思っているんですよ。原料の表示とかそういうの、一体どうなっているねんやろとかね。それが今、ものすごい問題になっていると思うんですね。

それで、牛肉に関しては、トレーサビリティっていうのをよくやっているというのは、すごい素晴らしいと思っているんですけど。だけど、それがいったん加工品になった場合、どっかずるいやつが、どっかにいってね、穴をかいぐって、何かするって平気でやる人いてんのちゃうのかなとかね、何か、そういうのぬぐえないところがあるんです。

それで、今のお話で聞いた範囲だったら、ああ、そうですかっていうことになるんですけど、でも、やっぱりねえっていうの、すごくあるんですよ。それで、このグラフで見たら、確かに 2001 年ですか、それ以降で生まれた牛は今のところは、そういうアクシデントは起こってないし、対策は有効やったということ示していると思うんですけど、でも、後せめて何年か見てね、もう消費者の誰もが BSE は大体収まったねとか、かたがついたねって

いう安心感を持つまでは、やっぱり一番堅いの全頭検査かなと思うんです。2億ぐらいは、そら税金の節約になるかもしれませんが、大阪市なんか誰も通らへんトンネルに、1,300億掛けているんですよ。そんなこと考えたら、2億なんて安い、安いと思うんですよ、わたしにしたらね。

みんなそれで安心で、健康でいられるんやったら、2億いうお金は安いと思うんです。すみません。意見というか、疑問というか。

○吉川専門官 2億円ぐらい安いので、検査継続すべきではないかということなんで、ちょっと厚生労働省から。

○森田専門官 そのようなご意見、いくつか私も賜るのですけれども、食品の安全行政は、やはり科学的知見に基づいて対応を取る、このBSEだけでなく、いろんな問題がありますが、科学的知見に基づいて対策を取っていくというのが、基本になります。

従いまして、科学的知見に基づくならば、20カ月齢以下の牛について、これはしてもしなくても、リスクについては変わらないということですので、必要ないというふうに考えるということです。額だけを言いますと、どうですかとかおっしゃられますけど、われわれとしては、やはり、食品安全の対策というのは、科学的知見に基づくものと。ほかのところは、ちょっとわれわれとしてはコメントしがたいんですけども、そういうことです。

○沖田課長補佐 すみません。表示の話がちょっと出たんで、一言。

○吉川専門官 どうぞ。

○沖田課長補佐 直接、関係する話ではないんですが、ご指摘ありましたとおりです。いろいろ食品、表示の偽装の問題が出ていまして、JAS法っていう法律がありますね。それから、景表法っていう、表示に関して、不当な表示をしてはいけないという景表法っていうのがあります。いろんな法律でもって規制をされているんですけども、われわれが所管しているのは、JAS法になるんですけども。農林物資の規格に関する法律という法律なんです。これによって表示の制限を掛けているんですが。このJAS法にはですね、新聞にもいろいろ報道されていますけども、罰則規定、しっかりあります。ですから、悪いことをすれば、今起こっているようなことは、完全に犯罪ですから。悪いことをやれば、それは、罰則の対象になる。その取締りをしっかりやるということで、われわれ、その食品の表示に関してはですね、いろいろなツールでもって、地元にも、農政局にもその担当の部門もあります。そういったところが、しっかり監視をしていくというのは、これは続けていこうというふうに思います。

もう一つ、今までJAS法というのは、消費者に対して、その権利を保護するというこ

とが目的ですから、消費者が実際に手に取るものについて規制が掛かっていたんですね。実際に店頭で売られているものとか、それから食べる場所ですね。レストランなんかで饗されるものとか、そういった実際のところでだったんですけども、それ以外ですね中間的なところ。

ミートホープの事件なんか思い浮かべていただくといいんですけど、あれは、作ったやつを、業者に出して、その業者が包んで、商品として売るという、まず、作る場所が不正をしたわけですけども、それは直接消費者に売わけではないので、そこはJAS法での規制の対象になってなかったわけなんですね。そういうようなところもありましたので、そういうのがないように、これを見直していこうということも検討しているところです。

ですから、表示に関しては表示がやっぱり消費者の方がですね、自分の手で取る時の、一番のよりどころになるんだと思います。そのために、それが正確に、ちゃんと不正がないように、ちゃんと表示されるように、保護規制については、われわれもしっかり取り組んでいきたいと思います。

○吉川専門官 ちょっと表示の話に行ってしまったので、頭をまたBSEに戻していただいて、ほかにいらっしゃいますか。

□□□ すみません。□□の〇〇と申します。行政の立場です。冒頭で聞こうか、ちょっと悩んだんですけども、先ほど厚労省のほうから、BSEの検査に差が出た場合に、その説明責任は自治体にあるというような話があったので、それを踏まえてあえて質問させていただくんですけども。

今うちのほうで抱えている問題が、学校給食のほうなんですね。学校給食のほうで、正直言いまして、BSEの検査証がないと、納入をしませんよという学校給食がほとんどなんです。それについてどう思っているのが1点と、そちらさん、どこがするか分かりませんが、文部科学省辺りと共同してリスクコミュニケーションみたいなことをやっていただけるのかどうか、というのを教えていただけると、非常に嬉しいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

○吉川専門官 学校給食の関係なので、本来なら文科省がコメントしていただければいいと思うんですが、この場にはいませんので、要するにBSE検査したものとしていないものとの差異が出て、それが学校給食にも影響が及ぶのではないかとといったようなことですので、少し厚生労働省から、何かコメントできるのであれば、お願いします。

○森田専門官 これは検査済ですよとかいう証明をもらうとかもらわないとかいう話だと思うんですが、実際にやめるとなった段階で、20ヶ月齢以下については、そもそもしな

くていいわけですので、それを義務付けるというのは、しなくていいものに対して義務付けるというのは、われわれとしては、あまりいいものではないなというふうには思いますが、ただ、実際その学校給食の話は、文科省からこちらのほうに、特に、何か連絡来ているとかっていうことはありません。

今後、おっしゃるように、何かしら、そうした関係も含めて、われわれが学校給食に対して、とやかく言うことは、基本的にないですけれども、そうした全体的な話の中で、BSEの関係で、何かしらリスクコミュニケーションをとということでありましたら、福井県のほうから、もしやられるということでしたら、ご協力をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○吉川専門官 では、前の女性の方。

□□□ □□の〇〇と申します。今まで何度か聞いてきたんですけども、かつて肉骨粉が世界中を周ったって話を聞いていたので、今、検査されていない途上国のことを、わたし、とても心配するんですね。なので、それはちょっと心配してるというだけですけども。日本に入って来た理由っていうのは、何らかの要因ということで、報告されていましたが、かなり追い詰められたんでしょうか。その要因の原因というか。

それからあと、もう一つ。全頭検査よりも感度の高い検査開発をしているということなんですが、その辺をもう少し詳しく。前、新聞報道では血液などでも検査をする可能性があるということを見聞きした記憶があるんですが。新しい検査方法っていうのは、何か、まだまだコストが掛かりすぎるのか、と、実用段階まで来ているのか。ちょっとその辺を教えていただけたらな、と思います。

○吉川専門官 では、吉川先生から。その後、農林水産省から、コメントの補足があれば、お願いいたします。

○吉川座長 肉骨粉が世界中を周ったことは事実だと思うんですね。だから、実際にはイギリスが88年に、結果として肉骨粉が、最も主たる原因であるという疫学結果を受けて、規制を始めるんですけども、それでイギリスで余ったものが、ヨーロッパに、特に近くのEU国に行くんですけど、EUが90年にイギリスからの肉骨粉の輸入をやめた段階で、EU以外の国にイギリスの肉骨粉が行きました。イギリスが完全に肉骨粉の輸出をとめたのは96年なんですね。それ以降はイギリスからでないんですけど、EUも自国に関しては、その後94年から肉骨粉の規制を始めて、完全に全部で規制するのは2001年1月からなんですけど、その間、EUもまた、EU以外の地域に輸出するという。それが世界貿易というものですから。そういう点では第3国と言われるアジアの国々、アメリカ、あるいは、東ヨーロッパっていうのは、それぞれ肉骨粉を、それぞれの時期に、輸入を実際しました。

それについて、ヨーロッパのEFSAという科学委員会が、各国の評価をOIEがやる前に科学的にずっと評価をして。日本もその中の一貫でそのGPR3と、いつ出てもおかしくないという評価が出る前に、日本は独自に評価するからいいと言ってとめたけど、実際には出てしまったという。彼らの分析はかなり当たっているんだろうと思うんですね。

それで、結構それぞれの途上国にもいろいろな事情があつてですね、肉骨粉として買ったけれども、牛に与えなかったという国もあるし、牛に与えたけど、レンダリングという肉骨粉の再利用工場がないために1回で終わってしまったという国もあれば、SRMを食べてしまうんで牛にいかないという、食文化の国々があつて。結構シナリオが千差万別になつていました。

そういうものを含めてECのそのEFSAという科学委員会が各国の評価をしたのがあつて、われわれも今回やる自ら評価の時に、そのアメリカ、カナダ以外の国から来る肉の安全性について背景がどのぐらいなのかというのは、彼らの評価の仕方を、そのままというか、もらう格好で見ていくという格好になっていますけど。実際には、今出ていないけれども、かつての日本と同じように出てもおかしくない国というのも、エフサの評価した中にはあります。それは、一応国際的にオープンにされているので、農水省にしても、輸入する時は、そういうものを背景にして、どういう衛生条件で入れるかというようなことを、各国に対して、もし、肉が来る場合はですね、考えているのではないかと思います。

それから、検査に関しては、プリオン病って、結構拡張が多くてですね、最近ちょうど遺伝子を増幅すると同じようなPCMAというたんぱくを、異常たんぱくを増幅する形つていうのができてですね、羊のスクレイピーでは非常にうまくいきます。

それは、恐らく1感染単位といわれている数百分子であっても、十分に検出できるという方法なんですけれども、残念ながら、まだBSEにもかなりまだみんなチャレンジをしているんですけど、うまくいったというケースがありません。それから、人に来たバリエントCADというのは、プリオンが焼結まで出るということが段々分かってきたんで、人の場合には発症する前に、そういうテクニックがうまく使えるようになれば、検出可能になるかもしれないんですけど、牛の場合は、分かっている限りはどうしても腸管から神経に上がって行って、そこから先に今の検出感度をもってすると、どこにも出てこないんで、牛の場合は、最後まで、やっぱり神経を対象に追わなければならないのかもしれないんですけど、そこはまだ、ちょっと分かりません。

○吉川専門官 疫学の関係で農林水産省から補足ありますか。

○沖田課長補佐 それでは、原因究明というか、疫学調査の関係なんですけども、ご質問あつたんですが。疫学、原因究明ですね。原因究明については、農林水産省のほうですね。検討チームというのを、専門家の先生に入っていて、追跡をやつてですね。例えば農家で、どういう餌が与えられていたかとか、そういうところからさかのぼる。あ

るいは飼料がどういうふうに配られていたか。あるいは、輸入したものがどうなったかと  
か、そういったことを追跡調査をしながら、原因を探ると、そういう作業をしています。

それは、今公表した報告書ではですね、7例目まで。最初から7例目までについては、そ  
の追跡調査について報告表まとめて、それを公表しています。それ以降のことにつきまし  
ては、やっていないわけじゃなくて、続けていまして、これは専門の先生方のご意見を伺  
った後ですね、取りまとめて公表という運びになろうかと思えます。時期までは、ちょっ  
と今の段階で確たることは申し上げられないんですが、そういう状況にあります。

公表した報告書の中では7例目まで。まだ、最初の段階だったので、断片的な情報では  
あったんですけども、例えばイタリアから輸入された肉骨粉が過熱が不十分であったので  
はないかとか、そういったいくつかの指摘、あるいはオランダから輸入した動物性油脂を  
混ぜた飼料というものが、もしかしたらということも指摘をして。そのオランダの油脂の  
件に関しては、その後の状況を見ると、どうも分布した状況ですね。を、見るとそこから  
原因であるというのはなかなか難しいというような報告書にはなっていますけども。そう  
いったいろいろな原因を突き止めていきながら、原因究明の努力をしています。その7例  
目以降のことについては、今取りまとめている状況です。

○吉川専門官 ほかにいらっしゃいますか。

□□□ □□から来た○○と申します。先ほど吉川先生が、科学的にある程度知見がで  
きて、100%ということじゃないというお話がありましたけれども、BSEに関しては感  
染経路であるとか、そういうことが、まだ確定と言うか、明らかにされていない状態だ  
と思うんですね。それで、肉骨粉が怪しいということで、とめたけれども、その後、さっき  
おっしゃった、オランダの油脂が大量に混ざったんじゃないかというような話もありま  
したし、SRMに関しても、最初腸が怪しいって言っていたり、いろんなところにプリオンが  
あるんじゃないか。そして、プリオンも病原体ではなくて、病原体の残骸ではないの  
かっていう研究をされていますし。次々と、まだ研究されている段階だと思うんですね。

それで、その段階であるにもかかわらず、全頭検査がなくなるというのは、わたしたち  
は、あんまりよく分からないなりに、心配しております。それで、最初の肉骨粉だけであ  
るなら、95年、96年の発生で終わったはずなのに、2000年の時に、また発生があるとい  
う原因は、どのように見てらっしゃるかということをお聞きしたいのが一つ。それから  
潜伏期が大変長い病気でクロイツフェルト・ヤコブ病が、その後日本に発生した報告があ  
るのかどうかということと、それと血液を介してもうつるということが言われていますし、  
今後クロイツフェルト・ヤコブ病の心配はないのか、それと、今若年性アルツハイマーが  
とっても多いように思うんですけど、それは全く関係がないのかどうか、お願いします。

○吉川専門官 これは専門家の立場ということで、吉川先生からお願いしたいと思いま



す。

○吉川座長 確かにプリオンは分からない部分が、まだあるとは思いますが、分かった部分もかなりあるんですね。それで、どこから上がってくるかということに関しては、最初にイギリスがやり、ドイツがやり、今農水省も追試の実験をやっていますけれども。基本的には、回腸遠位部のパイル盤という特殊のリンパ装置のところがあって、一義的には、そこに吸収されて、そこで一部増えた上で抹消の神経を、交感神経・副交感神経をさかのぼって上がって行ってですね、脊髄から脳幹部を巻き込んでいくというルートがメインであるということは疑いがないと思うんですね。

それから原因というのは、要するにプリオンのたまる場所ですね。中枢神経を含めた、これを含むものが原因であってですね、それが、生産の場でレンダリングされれば、片方は肉骨粉になります、固形部は。残りの部分は油になって。油の中に入ってくる油かすは、同じようにたんぱく質ですから、感染性がゼロではない。もし、入ってくるとすればですね。そういう意味では、肉骨粉が100%原因で、油がゼロだとかですね、油が100%で肉骨粉がゼロだというものではなくて、病原体が生産の場で、再利用していく中で、どういふふうに分れていくかという問題。

たんぱく量から考えれば、もし1頭の感染牛がそういう処理を受ければ、圧倒的に肉骨粉のほうに感染禍が行くことは、当然で。それは実験的にもそのように確かめられています。だから、そういう意味では、分かってきたことも、かなりあるんですね。

もう一つの、人のバリエーションCADのことですけど、ご存知のように、日本は1例、亡くなった方がいて、ちょうど規制をイギリスが始める直前に、イギリスに24日間でしたっけね、滞在して、その後、フランスに行って帰ってきて。恐らくその時に感染した可能性が高いというふうに、厚生省の専門家委員会では、なっています。

その後、果たしてBSEに侵された人がいるかどうかということですけども、それは、食品安全委員会で、最初の間取りまとめので、やった予想としては、2001年止める前に、先ほども言ったように、2回目の流行が北海道であったわけですから。と畜場に検査前に来た牛として5から35頭は、あったかもしれない。その5から35頭が食に回ったときに、どのくらいの確率でクロイツフェルト・ヤコブ病を生みだすだろうかということ。イギリスのモデルにして、日本人の感受性が厳密に言えば、遺伝的にイギリスに比べて高いメチオンズムポピュレーションが、9割近いんで。向こうは5割くらいです。

そういうのを補正して、あの時に出した値が0.1から0.9人って。全人口、その時、はずれクジと言うか当たりくじと言うか分かりませんが、曝露されたものを数学的に考えるなら、1人以下というのが、その答えで。実際にそのシナリオが当たるか当たらないかというのは、まだ、そういう意味では、潜伏期から考えれば、もう10年ぐらいいは。もし2001年の曝露だとすれば、かかるだろうというのは、冷たいようですけども、事実だと思います。

それから、アルツハイマーは同じようなベータシードコードを持った同じような性格のたんぱくなんですけれども、少なくとも、今まで初めてこの病気の伝染性を見つけたガジュ・セックや世界中の科学者がやっていますけど、プリオンと違って伝達性はないということになっているので。同じように脳に蓄積する異常たんぱくですけれども、今分かっている限りではプリオン病は伝達性を持っているけれども、アルツハイマーで出てくるベータたんぱく、あるいはエーベータと呼んでいますけども、このたんぱくに関しては、伝染性がないというふうに考えられています。

○吉川専門官 ほかにいらっしゃいますか。時間のほうがもうあと少しになってまいりました。そのほかに、ご意見・ご質問ある方、いらっしゃいますか。では、今のお2人で、最後にしたいと思います。

○□□ □□の○○といいます。厚労省の方のご報告の中で、質問があるので、お願いいたします。10ページと11ページのピッシングの中止施設数のとこなんですけれども、最後の11ページの表に、平成20年度末ということで、これはあくまで中止予定というふうに書いてあります。3年越しで中止されなかったっていうことは、やっぱりすぐなかなかできないことがあったのかなと思いますし、それから10ページの下の方に11月中旬時点の中止施設は8割で、これは電話調査というふうに書いてありますが、こういうことは電話でするものなのかというように、ちょっと疑問を持ったことと、中止予定って書いてますけれども、ゼロになってからの発表でもいいんじゃないかなというふうに思いまして、そこら辺のことを少し詳しく説明していただきたいと思います。

○吉川専門官 では、厚生労働省のほうからお願いします。

○森田専門官 はい。ピッシング中止は積極的に推進するという観点からフォローアップをさせていただいております。この電話調査というのは、正式な調査ではありません。今、調査をしておりますけども、最新の情報として数字が出せるのは、19年3月末。ただ47施設がどうなっているのかという状況を、こちらとしても感触をつかむため、関係する自治体に電話をしてみて、その後の状況を聞いてみた。そうすると、今の時点ですと、大体2割ぐらいで、さらに中止は進んでいると。3月末から11月の中旬時点までのですね、取り組みとして進んでいる状況ということをご報告したかったということです。それから、公表するのは、また後になりますけれども、ご報告できると思います。

それから、20年度末の中止の状況でございますけれども、われわれとしては、想定したよりは前倒ししてやってくださいというふうにお願いをしています。その状況もあって、皆さん、最初に出している計画よりは、前倒しをされて、進んでいるというふうにならわれわれは理解しております。従いまして、最終的にどの時点でやめられるのかっていうの

は、もうちょっと先で。あくまで見込みになってしまいます。やはり、今後の見込みを含めてですね、報告いただいて、それに向かって、さらに前倒しできるものは、前倒しくださいというふうな言い方で、お願いをしているというような状況です。

○吉川専門官 中止するまでに少し時間が掛かっているんじゃないかというご意見もございましたけど。

○森田専門官 中止には、やはり、実際の作業現場との兼ね合いというのが、どうしてもございますので、これ自治体でもですね、取り組みには積極的に関与していただいているというふうに思いますので、われわれとしても、前倒しできるものは前倒ししてというようお願いしかできませんけれども。また、実際に、何か中止ができないようなほかに困っているようなわれわれが協力できるようなものがあれば、おっしゃっていただければというふうには思います。ただ、われわれができる範囲について、補助と言ってもですね、全額すべて補助できるわけではなくて、不働化装置の導入に対して2分の1ですけれども、行っていますし、また、農林水産省さんのほうのメニューもございますし、いろんなメニューを使いながら何とかというふうには思っております。

○吉川専門官 では、最後のご質問、ご意見ということで。

○□□ お願いします。わたし、兵庫のほうからまいりました食肉に関係しておる者でございますが、いろいろ新聞とか、いろいろ読んでおりますと、BSE に関しては、日本の食品安全委員会というところは、世界から見て一番厳しいんではないかというふうに、新聞には報道されておりますが、その辺の先生のご見解、ちょっとお伺いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○吉川専門官 リスク評価の内容もさりながら、リスク管理もそれに従って我が国は世界でも厳しい措置を講じているのではないかといったようなことですので、それぞれ、吉川先生からリスク評価、それからリスク管理の観点で厚労省、農水省から、最後にそれぞれコメントをいただきたいと思います。

○吉川座長 ヨーロッパのグループとも議論することは多いんですけど、そのとおりだと思います。やっぱり、日本の食品安全委員会のハードルは、欧米に比べて高い。そうは言っても、先ほどちょっと出てきたように、多分管理措置としては、現在の時点では一番厳しいことを要求していると思うんですけども。豚の肉骨粉を豚に使わせるというのは、当時、ヨーロッパはまだ許可をしていなくて、農水省から諮問が来たので。

実行するまでには1年以上の期間がありましたけれども、全飼料の工場、あるいは、先

ほど言ったように施設を全部分離すると。それから、と畜場、食肉加工場も、全部ラインを分けるという格好で、ハードウェアを全部作り変えてしまってますね。その上でリスク評価をした結果として牛のものが、豚飼料を介して、また牛に戻るといった可能性はほとんどないという格好です。

ヨーロッパよりも先に緩和したというような例もないわけではない。ただ、平均的に言えば、日本の要求しているレベルというのは、ヨーロッパ、アメリカよりは、ずっと高いだろうと思います。それで、ヨーロッパはもう、先ほど言いましたように、すでに、徹底措置を取ったイギリスが30カ月齢以上の中焼き続けた措置というのは、その時は、日本よりはずっと、また、厳しかったと思うんですけども。もうすでに、2005年にそれを撤廃して、2006年にはEUも、イギリスの30カ月齢以上の再び検査後食用に回すというものを受け入れて、輸入許可をするという格好で、ここ1,2年の間に、随分とレベルを下げています。

それは、彼らはレベルを下げたからと言って、単純に考えれば何も全部閉めていた時よりも蛇口を開けたほうが、リスクはゼロではない。少しは増すだろうと、誰もが考えるわけですけども、しかし、消費者のレベルを同じ安全度に維持することを確保した上で、そのリスクが減ってくれば、管理措置を緩めたとしても、最終的な危害度というのは、変わらないんだってという考え方を取っているんですね。

例えば、本当に日本が、もし2002年以降、管理がうまくいってですね、新しいBSE汚染牛がほとんど出ないという状態を考えたとき、實際上、先ほど言ったホルスタインのオスっていうのは、もう20カ月齢で、と畜場に行っちゃいますから、そのころ生まれの牛は、もはやこの世にいません。24,5カ月齢で、オスもメスも、やはり食用に回ってしまうから、ほとんど今はいないんですね。実際残っているのは、ホルスタインのメスが、子供を産んで、残っているわけですけども、恐らく11歳ぐらいで、ほとんど1万頭以下になってしまいます。だから、単純に2002年から考えると、その2017年の何も出なくて、無視できるリスク国という時には、もはや、あの世代の牛は恐らく日本には1万頭くらい。15歳までいけば、もう500頭も切るか、ほとんどゼロになるんですけど。それでも、20カ月齢という議論を、われわれは続けなければいけないのかな、と。

そういうことをやっぱり、冷静に考えないと、どういう格好でソフトランディングをするんだという。行政のほうにも考えはあるだろうと思うんですけども、科学的に評価するほうとしてみると、やはり、どっかで冷静に、リスクというものを考え、また、どういうふうに受け入れていくかということも、消費者としては大切なんじゃないかなというふうに思っています。ちょっと長いコメントになってしまいましたけど、すみません。

○吉川専門官 大体吉川先生のほうからコメントをいただいたようなんですが、我が国の管理措置が厳しいという点について、もし厚労省、農水省から補足のコメントがありましたら、お願いいたします。

○森田専門官 では、一言だけ。基本的には科学的知見に基づき、われわれの基準を見直すときには食品安全委員会の評価を受けてというようなことで、そうした科学的知見に基づきながら、対応していきたいと。

確かに今、我が国の取っている措置というのは、EUを含めても一番厳しい措置になっているというのは、先生からご紹介いただいたとおりだというふうに思います。適時適切に、見直しをする場合は、食品安全委員会の評価を受けて、というふうに考えております。

○吉川専門官 それでは活発なご意見を頂戴いたしましたけれども、予定の時間、過ぎてまいりましたので、以上をもちまして「食品に関するリスクコミュニケーション」を終了いたします。本日は、長時間にわたり、また、貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。出口におきまして、アンケートの回収を行っております。今後のリスクコミュニケーションの参考といたしますので、ご協力をよろしく願いいたします。また、皆さまのお近くで、こうした意見交換会を開催することがございましたら、ぜひともご参加をお願いしたいと思います。それでは、皆さま、どうぞお気をつけてお帰りください。本日は、ありがとうございました。

午後 4 時 終了